

会 議 録

1 会議名

平成27年度 上越市入札監視委員会 第1回会議

2 議題（公開・非公開の別）

【あいさつ】（公開）

【委嘱状交付】（公開）

【委員自己紹介】

【委員長、副委員長選任】（公開）

【あいさつ（委員長、副委員長）】

【入札・契約制度の概要】

(1) 入札監視委員会について

(2) 入札・契約制度について

【報告】（公開）

(1) ガス水道本支管工事の入札発注について

(2) 発注状況について

(3) 指名停止措置状況について

【審議】

(1) 抽出案件の審議について

(2) その他

3 開催日時

平成27年4月23日（木）午後1時30分から午後3時50分まで

4 開催場所

上越市ガス水道局4階 401会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：今本啓介、笹川香織、田中雅博、山田耕司、山田昌子

・事務局

上越市：高橋財務部長、佐藤契約検査課長、杉本契約課参事、廣田副課長、太田係長

ガス水道局：平野総務課長、田村副課長、森口係長

8 発言の内容

【あいさつ】

高橋部長： 本日はお忙しいところ、入札監視委員会第1回会議に出席いただきましてありがとうございます。

この度就任をお願いした委員の皆様には、ご多忙にも関わらずご快諾いただきましたこと、また、公募に応じていただいた皆様にはその熱意に対し、重ねて感謝を申し上げます。

入札監視委員会は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、当市では平成15年に県内市町村で初めて設置をし、今年で12年目となります。

これまで委員の皆様からいただいた、多くの貴重なご意見は、当市の入札・契約に関する制度の客観性及び透明性の向上のために役立たせていただいているところです。

昨年ですが、入札監視委員会では、入札契約制度の改善に向けた意見を取りまとめ意見書として提出いただきました。4項目ありましたがその内の3項目につきましては、今年度から実施しております。

合わせて市では昨年、平成27年度から平成30年度までの行政改革の方向性を示す「第5次行政改革大綱」を策定し、その中の取組項目の1つとして「入札契約制度の改善・見直し」を設定しており、今後も改善に向けた不断の取組が必要と考えております。

委員の皆様におかれましては、これから発注案件の内容等をご審議いただくわけですが、客観的なお立場からつぶさに確認していただくことで、更に良い入札・契約制度にしてまいりたいと考えておりますので、忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。

【委員自己紹介】

(今本委員から50音順で自己紹介)

【委員長、副委員長選任】

佐藤課長： 委員会の設置要綱では、「委員の互選」で委員長、副委員長を選任することになっておりますが、委員の皆様いかがいたしましょうか。

田中委員： 事務局に腹案があれば示してください。

佐藤課長： それでは、事務局案としては、委員長に今本委員、副委員長に山田耕司委員をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

全委員： (異論なし)

佐藤課長： それでは、今本委員、山田委員におかれてはご了承いただけたということで、お二人には前の委員長、副委員長の席にお座りいただきますでしょうか。

【入札・契約制度の概要】

(1) 入札監視委員会について

佐藤課長： (資料1に基づき入札監視委員会の概要を説明)

入札監視委員会で審議する案件の抽出者ですが、今までは委員氏名の50音順で抽出を依頼していました。今回は、最初の会議ということで、昨年まで委員を務めていただいた山田副委員長に案件の抽出を依頼しました。次回以降の取り扱いですが、これまでどおりの方法で抽出依頼をすることよろしいでしょうか。

今本委員長： 案件の抽出をする人について、名前の50音順にしてはどうか、との事務局の意見がありました。これについて皆さん、いかがでしょうか。

田中委員： 今まで通りで結構だと思います。

今本委員長： それではこれまでと同様の方法ということでお願いします。

(2) 入札・契約制度について

佐藤課長： (資料2に基づき入札・契約制度の概要を説明)

今本委員長： ただいまの事務局の説明に対して、意見や質問はありますか。

今本委員長： 聞き落したかもしれないのですが、予定価格というのは予算額に対して何パーセントと言っていましたか。

佐藤課長： 予定価格は予算額の何パーセントという設定はしておりません。契約締結の上限額となる価格で、設計書があるものについては設計額が予定価格ということになっております。

笹川委員： 資格要件等審査委員会に諮る金額についても一度説明してもらえますか。

佐藤課長： 設計額や予算額が2,000万円以上の工事の場合につきましては、資格要件等審査委員会に諮り、制限付き一般競争入札の参加資格要件を審議・設定しております。

また、2,000万円未満の工事については、指名競争入札として契約担当課である契約検査課で指名業者の選定を行っております。

田中委員： 昨年度までは5,000万円以上が条件付き一般競争入札でしたが、今年度から2,000万円以上に変更されたのですか。

佐藤課長： そうです。後ほどまたご説明させていただきますが、昨年度は5,000万円以上でしたが、今年度から2,000万円以下に見直し、条件付き一般競争入札の対象を増やしております。

今本委員長： これは、2,000万円以下の工事なら必ず指名競争入札になるという理解でよろしいでしょうか。

佐藤課長： そうです。

今本委員長： 法律上は一般競争入札が原則となっていると思いますが、法律との関係において、上越市の入札制度については条例等で定められているのでしょうか。

佐藤課長： 自治法では130万円を超える工事については、一般競争入札によるとなっておりますが、自治体により要件を設定することもできますので、例

例えば地元企業の育成などの観点から地域要件の設定などによる制限付き一般競争入札を導入しております。

今本委員長： 他にご意見はありますか。

全委員： (意見なし)

【報告】

(1) ガス水道本支管工事の入札発注について

平野課長： 資料3に基づき説明

今本委員長： ただいまの説明について、質問や意見はありますか。

山田委員： 資料3の表に記載のある「辞退」というのは、最低制限価格よりも低いから辞退したということですか。

平野課長： 電子入札による制限付き一般競争入札については、入札に参加される業者の方がシステム上で参加する意思表示を行いますが、その後、何らかの理由で応札せずに辞退を申し出たということです。

山田委員： では、辞退の理由は分からないということですね。

田中委員： 表の9の項目に記載のある「無効となった事業者」とは、落札した業者が無効となったという意味ですか。

平野課長： これについては、1件の入札案件工事に対しては複数の業者が応札してきますが、その中で、例えば誓約書がなかったとか、工事費内訳書に不備があったという業者の入札を無効としたということです。

田中委員： 最低応札者が無効となった場合は、その次に価格の低かった応札者が落札となるのか。

平野課長： 入札無効となった業者以外で予定価格と最低制限価格の間で最も低い額で応札した業者が落札者となります。

笹川委員： 予定価格と最低制限価格については事前に公表しているのですか。

平野課長： 事前の公表はしておりませんが、落札決定後には公表をしています。

今本委員長： 本支管工事の入札方法を見直したのは、最低制限価格付近で入札されていることから最低制限価格が知られているのではないかという疑念が生じたからですか。

平野課長： 市議会議員のもとに談合情報が寄せられたということが平成25年12月議会の場で当該議員により発せられたことが見直しのきっかけです。最低制限価格に応札が集まったことが見直しの要因ではありません。

入札方法を見直した後に、最低制限価格付近での応札が多くなったというのが実態であります。

今本委員長： それまでは指名競争入札を行っていたということですか。

平野課長： そうです。見直し前は市と同様に5,000万円以上について制限付き一般競争入札を実施し、それ未満については指名競争入札を実施していました。

(2) 発注状況について

佐藤課長：（資料4に基づき説明）

田村副課長：（資料4-2に基づき説明）

今本委員長： ただいまの説明について、質問や意見はありますか。

田中委員： 工事については落札率が90%以上なのですが、物品の方は80%台となっています。毎年、80%台のようではありますが、安いに越したことはないのですが予定価格（予算額）を設定する段階で高めの見積書が出されているものなのでしょうか。

もし、毎年高いのであれば見直していかないと、落札率が100%に近い年があった場合に疑念を抱かせるようなことになりかねない気がしますが、その辺はどう考えていますか。

石野係長： 予測の範囲になりますが、物品についていうと、例えばエアコンや厨房機器の場合では、受注者がメーカー等から調達して市に納品することになります。一般的には参考見積りを徴収する際に、業者が機器メーカーに価格を確認しますが、この時にメーカーの提示する価格が高いと、参考見積りの全体額も高めになってしまいます。

また、実際に入札段階になると、メーカーとしても自社製品を出荷したいとの思いが働くために、かなり提示価格を下げてくるという傾向が見られます。

田中委員： 機器メーカーが企業努力で価格を下げようとするのは分かります。

安いに越したことはないのですが、物品の「基準価格」のようなものがあるのではないかと思うので、そういったものと参考見積書の額との整合性をどのように考えていますか。

それとも、物品基準価格のようなものは県にも市にもないのでしょうか。

石野係長： 委員が言われるような物品の基準単価表のようなものはありません。

廣田副課長： 補足させていただきます。

基準価格はないと言いましたが、参考見積りを取る場合は1社ではなく2社以上から取るようにしています。1社だけだとその見積額が適正なのかどうか比較できないのでそのような対応をしております。

また、これは工事でも言えることですが、参考見積りでは定価的な金額を提示してきますが、実際の入札になるとかなり企業努力をして価格を抑えてくるというケースも多く見られます。

(3) 指名停止措置状況について

佐藤課長： 今回報告する期間においては、指名停止措置はありませんでした。

なお、昨年度は1件の指名停止措置がありました。これは段ボールシートの取引に関する独占禁止法違反ということで2か月の指名停止措置を行ったものであります。

指名停止に関する根拠規定については、参考として指定停止措置要領を添付させていただきましたのでご確認ください。

今本委員長： ただいまの説明に対して何か質問等があればお願いします。

今本委員長： 指名停止状況は毎年このような傾向なのですか。

廣田副課長： 指名停止の他にも、文書警告もありますが、全体としてはそう多くない状況です。

今本委員長： 措置についてはちゃんと手続が決められているのでしょうか。

廣田副課長： 措置の決定については、入札参加資格要件等審査委員会に諮っています。

今本委員長： その審査委員会では、関係業者からも意見も聞いて判断するのでしょうか。

廣田副課長： 業者が意見陳述を行うことはしておりません。

独占禁止法違反が確定した場合はその事実を根拠とし、また、現場での事故であれば市発注の場合は担当課からその事実報告がなされますし、国県発注の工事であれば国県の指名停止措置を確認した上で審査委員会に諮ることとしております。

なお、その措置に対して当該業者に異議がある場合は、当該業者は不服申立てを行うことができることになっています。

【審議】

(1) 抽出案件の審議について

今本委員長： 初めに審議の進め方について事務局より説明をお願いします。

佐藤課長： これまでの審議方法につきましては、事前に委員から10件程度の抽出していただいた案件に関する資料を事務局で用意しまして、会議の間では1件ごとに、委員から抽出理由をお聞きした後、事務局で案件の概要等の説明を行い、質疑応答に入るといった形で行ってまいりました。

ただ、過去には、審議案件のより詳しい説明を求められ、次回の委員会に事業担当部署職員が出席し、改めて内容説明を行った上で、再度審議をしたケースもありました。

こうしたことから、昨年12月開催の入札監視委員会において、「審議の際には事業担当部署職員からも出席してもらってはどうか」という意見もいただいているところですが、今回は、委員の改選と重なったことから、これまでの審議方法と同様に進めていただけたらと考えております。

なお、次回以降、どのような形で審議を行っていくかにつきましては、抽出案件の審議終了後に皆さんのご意見等を踏まえたいと考えております。

今本委員長： 審議の進め方については事務局の意見のとおりでよいでしょうか。

全委員： (同意)

今本委員長： それでは今回は事務局の考えのとおりをお願いします。

まず、No.1 から審議に入ります。

《No.1 消雪パイプ点検調整管理業務委託》

山田副委員長： この案件については、落札率が100%となっていたことから抽出した
長： ものです。

石野係長： （資料6のNo.1に基づき契約の概要を説明）

落札率が100%となったことについては、推察の範囲になりますが、この業務は大掛かりな機材を使用する作業ではなく、人件費が大部分を占めるものであるため、参考見積りの積算金額の精度が高かったためではないかと考えられます。

今本委員長： 今の事務局の説明に対する質問があればお願いします。

今本委員長： 参考見積りはどこから取られたのですか。

石野係長： 1社は今回落札した業者ですが、もう1社については今資料がなく業者名は分かりませんが、2社から取った見積りを比較して安いほうのグリーンファームの見積額を予算額に採用したことを確認しています。

今本委員長： この業務は毎年行っているものですね。

石野係長： そうです。

今本委員長： その時々で見積りは取っているとすると参考見積額はあまり変わらないものなのですか。

石野係長： 前年度の参考見積額は確認しておりませんが、業務内容が変わらなければ、毎年の見積額の増減はほぼないものと考えられます。

山田副委員長： 前の委員会でも今、委員長が言われたようなお話が出ておりましたが、
長： 今後は前年のものを参考とする考えはありますか。

佐藤課長： 参考にするというのは、過去何年間かの見積額を参考にして予定価格を決めるということでしょうか。

山田副委員長： その方法に全て依存するわけではないですが、そういった情報を参考に
長： することがあってもいいのではないのでしょうか。

佐藤課長： 予定価格については年ごとに状況が異なることが想定されますので、年ごとに参考見積りをとっていきたいと考えています。

この間落札率100%が続いているとすると、競争性の確保の点からも調べてみたいとは思っています。

山田副委員長： 先ほど石野係長からは毎年の増減はあまり無いので、毎年は調べません
長： というお話がありましたが。今の課長の説明だと毎年状況違うからということで、説明が異なっているようすが。

佐藤課長： 毎年、増減はあまりないかもしれないですが、その年その年で労務条件などの社会的な環境が違ってくことも想定されるので、これまでどおり入札執行の前に参考見積りを取ることが適切だと考えています。

今本委員長： 指名業者は例年ほぼ変わってないのでしょうか。

石野係長： 変わっていません。

今本委員長： 変わってないとする、2番目以下の業者と1番目との入札額の価格差が結構あります。

そのあたりはどうなのかなと思いますが、こういうケースは通常、多いものでしょうか。

石野係長： 場所によって参考見積りの精度が異なることもあります。この業務については、参考見積りを出した業者がかなり経費を精査して積算したのではないかと考えています。

田中委員： 予定価格188万4千円は、複数から参考見積りをとって1番安い金額を採用したと説明がありましたが、そうであれば、実際は、その予定価格よりも入札額は安くなっていいのではないかと思います。

予定価格と同額になるのは少し違和感がありますが、その点はどう捉えていますか。

廣田副課長： 実際は予定価格よりも高く入札されるほうが多いのが事実でありまして、このケースはまさに入札が適正に行われた結果なのではないかと見ております。

予定価格と同額になったというのは、この業者が自分が入札する金額を参考見積りとして提示したものだと思います。そして私どもが参考見積りを参考に予定価格を設定し入札に臨んだ結果、他の業者はその価格では出来ないと判断した結果なのだと思います。

結果的に、参考見積提出業者が落札者と同じだったということになりますが、入札は適正に行われていると考えております。

《No.2 新潟県議会議員一般選挙ポスター掲示場設置・撤去業務委託》

《No.3 衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置・撤去業務委託》

山田副委員長： これも落札率が99.9%と高かったので選んだのですが、No.3の事案を見ていただくと、業務内容は同類なのですが、No.2は入札、No.3は随意契約となっていますので、その点について比較の観点から説明をお願いできればと思います。

石野係長： (資料6のNo.2、No.3に基づき契約の概要を説明)

No.2が指名競争入札でNo.3が1者随意契約となっておりますが、これにつきましては、衆議院議員選挙が急ぎで解散されたことによる選挙であったため、競争による見積を求める時間がなかったことから前回選挙における受託業者である(有)勝建設との随意契約を行ったものであります。

今本委員長： 今の事務局の説明に対する質問があればお願いします。

山田副委員長： No.3の随意契約の選定理由に上越市財務規則第135条第3項第2号と記載があり、次のNo.4にも同様の記載がありますが、この財務規則は資料として事前に配布されていましてでしょうか。まだであればコピーをいただきたいのですが。

太田係長： 事前にはお配りしておりませんでしたので、直ぐにお配りします。

高橋部長： コピーをしている間に、条文を読ませていただきます。

廣田副課長： 財務規則第135条第3項は、「次の各号のいずれかに該当する場合においては、競争に付さずに随意による契約を締結することができる」と規定されていまして、その第2号は、「不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」と規定しています。

(財務規則のコピーを各委員に配布)

今本委員長： 今回、指名競争入札に付さなかったのは、急な選挙ということで競争入札手続の時間がないという理由からでよろしかったでしょうか。

山田副委員長： No.2の案件では、どの程度の準備期間があったから指名競争入札ができたのか教えてください。

石野係長： 契約検査課に依頼があったのが平成27年2月17日、入札を実施したのが3月11日、設置開始が3月19日でしたので、担当部署から当課に依頼があったから入札までには十分な時間がありました。

一方、No.3については平成26年11月21日に衆議院の解散があったのですが、選挙管理委員会で情報収集に努めた結果、解散が確実となった19日に予算措置をして、当課に依頼があったのが11月19日でした。

設置開始が22日からとなっておりますので、20日に見積を依頼し、見積書の提出期限を21日としました。

今本委員長： 資料を見て思ったのですが、(有)勝建設が前回受託したときは安すぎたということで今回は最初の見積り金額を増やしてきたということでしょうか。

石野係長： 前回とは選挙の種類も異なりますし、掲示板のサイズも異なっていますので、金額にずれが生じたものと考えています。

今本委員長： 前回は何の選挙だったのですか。

石野係長： 市長選挙でした。その前が参議院議員選挙でした。

今本委員長： ポスター掲示場の箇所は、選挙ごとに差が生じるものでしょうか。

高橋部長： 箇所数や設置場所に違いはないのですが、掲示板のサイズが異なります。候補者数の見込み、例えば4人貼れるものでよいのか、6人あるいは8人貼れるサイズがよいのかということで掲示板の大きさが異なり、委託料に差が出てくることになります。

今本委員長： 衆議院議員選挙の方が候補者は多いですね。だからこのケースでは多めに見積額を提示したという解釈でよいですね。

高橋部長： 予定価格をどう設定したのかにもよると思います。

手続の時間に余裕があれば、複数の参考見積りを取って予定価格を設定するのですが、このケースではその余裕がなく、参考見積りを取れなかつ

たので、過去の事例を参考に予定価格を設定したと推察します。

山田副委員長 No.2については、見積をとって予定価格を設定しているのですか。
長：

石野係長： そうです。

山田副委員長 それで1円単位の見積額が出てきたわけですか。
長：

石野係長： 参考見積によっては1円単位の予定価格になるものもあります。

山田副委員長 No.3の予定価格については、どのように設定したのですか。
長：

石野係長： No.3の予定価格は、前回実績をもとに、衆議院議員選挙の内容に合わせた形で担当部署のほうで調整し算定しました。

山田副委員長 1円単位まで出てきたのですか。
長：

石野係長： 調整した結果、1円単位まで出したものと思われま。

高橋部長： 選挙管理委員会に後ほど確認したいと思いますが、予定価格に消費税率を乗じますと、No.3については365万1千円となりますので、消費税を加算した額では1円単位の端数は生じておりません。

契約額ベースで調整し、その後消費税分を引いて予定価格としたのではないかと思われま。実際に予定価格を設定したのが選挙管理委員会ですので、考え方については、聞き取りをした上で改めて説明させていただきます。

今本委員長： では、このNo.2、No.3については、次の会議の時に改めて説明を受けることになるのですか。

高橋部長： 今確認してまいりますので、この会議内に間に合えば、後で説明させていただきます。

(廣田副課長が選挙管理委員会に確認に行く)

今本委員長： ほかにご意見はありますか。

山田副委員長 No.2の参考見積りは、どちらの業者から取られたのですか。
長：

石野係長： 清水土木工業と榊宮沢工業です。

今本委員長： 先ほどから1円単位の話が出ていますが、4,353,932円は、どのように算出されているのですか。

石野係長： おそらく、参考見積りを取って過去の実績を加味して予定価格を算出し、その数字から消費税分を除くために1.08で割り返したことにより1円単位まで出てきたのではないかと思われま。

今本委員長： 計算式があるのですか。

石野係長： それぞれの課によって算定の考え方がありますが、推察になりますが選挙管理委員会ではそのように算出したのではないかと思います。

今本委員長： ほかにご意見はありませんか。
ないようでしたら、この案件については選挙管理委員会に確認している
とのことですので、次のNo.4の案件に進みたいと思います。

《No.4 平成26年度燃やせるごみ指定袋作成業務（その4）委託》

山田副委員長： 金額が大きな案件ですが、随意契約となっている点と、発注に当たり、
長： 発注者としてどのような配慮をされているかについて伺いたいと思いま
す。

石野係長： （資料6のNo.4に基づき契約の概要を説明）

まず、落札率が100%となった理由については、これも推察になりますが、この指定ゴミ袋には資源米を含有させた原料を使用することとなっておりまして、それを製造できる会社が市内では1社しかありません。

この会社から取った参考見積りにこれまでの実績に照らして見積額が適正かどうか判断したうえで予算額を設定しましたが、結果的に予算額と同額になったものであります。

山田委員： この業務については、結局市内に1社しかできないので、結果は毎回変わりないということですか。

石野係長： これまでも落札率は99.9%であったり、100%であったりという状況です。

田中委員： 他の会社と見積合せをしてないのですか。

石野係長： この製品は、製造会社が市内1社なので、他社との見積合せは行っていません。

田中委員： 上越市内では独占企業ということになりますね。

例えば、長岡市、長野市など他市の業者から見積りを取ることはできるものでしょうか。

地元企業の育成という面もあると思いますが、他社でもできるということなら、入札によって価格が下がれば上越市にとっても利益になるという見方もできます。また、参考見積額が妥当かどうかとも分かります。

佐藤課長： 所管課の生活環境課としては、環境にやさしい製品を使うという方針のもと、このバイオポリそのものの製造が市内1社ということでこのような形になっています。

たしかにこの金額が妥当かどうかという視点については、委員の言われることはもっともですので、この点については所管課と話をし、もし市外の業者で同様の袋を作れるところがあれば金額比較を行ってみたいと考えております。

今本委員長： このバイオマスポリ袋というのは、他の自治体でも使っているものでしょうか。

佐藤課長： この袋は、そのまま土に帰るような性質ということで環境に配慮したも

ので特製になりますが、他の自治体の状況について調べておきたいと思
います。

今本委員長： 他の自治体のものと比較する場合も、同じような性能の品物でないとき
ちんとした比較検討はできないと思います。

高橋部長： つぶさに調べてはいないのですが、他の自治体でこのようなゴミ袋を使
用している例は聞いたことがないので、使用している事例はあまりない
と思われます。

契約部門で他市の業者から見積りをとって比較するのは無理だと思いま
すが、所管課で、同様の仕様で作成している事例があるかどうか調べても
らい、もし同様の事例があれば、その業者から参考見積りを取って、上越
市が納入してもらっている品物が適正な水準なのかどうかの検証を行うべ
きではないかと思えます。

このことは関係課につなげておきます。

今本委員長： ちなみに上越市の指定ゴミ袋はいくらで販売しているのですか。

高橋部長： サイズが色々あるのですが、一例で言うと、燃やせるゴミ袋45リッ
トル入りですと、10枚入りで495円ですので、1枚50円ほどになりま
す。

今本委員長： それほど割高でもないですね。

高橋部長： 有料としたのは、ゴミ処理コストの負担だけではなく、有料化によっ
てゴミの減量を図る意図があったことから、有料のごみ袋を導入しよう
となり、その際、資源化するゴミ袋も環境に優しいものとなりました。

普通の一般的なゴミ袋にして495円で販売するやり方もあったとは思
うのですが、上越市の場合は環境にやさしいまちということで、このよ
うなゴミ袋を使っているという状況です。

山田副委員長： 今ほどの事務局の説明を聞いていますと、財務規則135条第3項第2
号に該当させる必要はないのかなと思います。つまり「性質または目的が
競争入札に適しないもの」とはいえないのではないかと思いますがいかが
ですか。

佐藤課長： 環境にやさしい製品を使うということが前提になってこの特製のゴミ袋
を使うとしていますので、競争入札に付することが適さないということで、
この条項に該当するものと考えておりますし、選挙のポスターに関しまし
ても、急な解散によるもので入札にかかる時間がなかったことから、同条
項に該当すると考えています。

山田副委員長： 入札においては、地元の産業育成という観点も入っているのでしょうか。

佐藤課長： 地元企業が作っている製品を使うという点では、そういった観点も入っ
ています。

今本委員長： こんな聞き方をしているのか分からないのですが、バイオマスを採用す

ることとしたのは、この(株)バイオポリ上越という地元企業があったということが大きかったのですか。

高橋部長： 業者ありきでは無かったと思います。

このごみ指定袋の導入時は、この会社ではなく、別の会社と契約していたと思います。

今本委員長： となると、バイオマスを使ったゴミ袋である必要性が怪しい可能性はありますよね。それまではバイオマス製品でなかったわけですから。

高橋部長： いえ、バイオマスを扱った製品を開発した別の会社があって当時はその製品を納入していました。

その会社が経営不振になってしまい、今はこの会社に発注しています。

厳密に財務規則の解釈の点から見ますと、先ほどのNo.3衆議院議員選挙のポスター掲示板設置については、財務規則135条第3項第2号というよりは第6号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」の方が正しいのかなと思います。

市内で唯一の製造業者という点は、もし他市で同じような物を作っている会社があるとすれば、随意契約の条項に該当するか微妙になるかもしれませんが、やはりそこは市内業者の育成といいますか、配慮するという視点が大きいと思います。

《No.5 藤新田配水場 木田系委託》

今本委員長： それではNo.5の審議に移ります。

山田副委員長： これについては、全体的に落札率が高いという印象がある中で、この案件は逆に落札率が低かったので抽出しました。

森口係長： (資料6のNo.5に基づき契約の概要を説明)

今回の事案に関しては、入札額が予定価格の85%を下回ったことから、低入札調査を実施して落札者を決定しています。

調査にあたっては、落札業者から工事費の内訳書を求めて確認したところ、機器費について40万円ほど安くしていたこと、技術員の費用を予定価格では機器のメーカーの技術員の人件費を見ていましたが、自社の技術者の施工による金額を見積もっており、試運転と調整の労務費用が少なくすんでいることによって落札率が低くなったということです。

今本委員長： それでは何か質問があればお願いします。

山田副委員長： 参考見積りは取っていますか。

森口係長： 2社からとっています。東光クリエートともう1社は市外業者から取っておりますが、この市外業者については今回の入札では指名していません。

山田副委員長： では、その市外業者から取った見積額の方が低かったということですか。

森口係長：　　そうです。その低かった金額を予定価格としています。

田中委員：　　予定価格を245万円と設定しておいたのに、参考見積りを出した東光クリートが分かりかねて応札したということは不思議ですね。

森口係長：　　245万円というのは入札に参加していない市外の業者から取った見積額です。

今本委員長：　　審議の途中ですが、先ほどのNo.2とNo.3の事案について、選挙管理委員会の方が見えられたようですので説明をお願いします。

佐藤課長：　　選挙管理委員会事務局の永野事務局長が説明させていただきます。

永野局長：　　選挙のポスターの関係でNo.2の県議会議員選挙のポスター掲示場の設置、撤去に関しての部分については予定価格が1円単位で出ているということに対する疑問ということでお聞きしました。

これは、業者からの見積りが税込の金額で出ておまして、それを単純に1.08で割り返して設定をしたということでもあります。

No.3の衆議院議員選挙の件につきましては、突然の選挙ということでしたので、過去の選挙、市長選挙、参議院議員選挙、衆議院議員選挙の実績値をベースにいたしましてそこから（予定価格を）導きさせていただきました。

また、本件とは直接関係ないのですが、選挙の公営掲示場については県内でも価格が高い位置にあります。ということで、昨年、業者の方からお集まりいただいて、再生ボードで今は掲示板を作っているのですが、それをリユースができるアルミ板に変えることによって経費が削減できないか、そういったような検討もしました。

そんな関係でいくつか数字を想定する中で見積りをいただきましたので、契約検査課の皆さんも、どの数字を取ったのか、先ほどは即答できなかったということでありまして、私どもとしては、できるだけ費用がかからないような選挙ができるよう取り組んでいるところです。

今本委員長：　　ありがとうございます。今のご説明に対し、何か質問があればお願いします。

山田副委員長：　　税込みの見積額と説明がありましたが、一般的にはほかにも税込みの見積りをもらっているのでしょうか。

石野係長：　　一般的には税抜きのものをもらっています。

山田副委員長：　　では、たまたまこの案件は税込みでもらったということですか。

永野局長：　　先ほど少し触れましたが、掲示板の色々なパターンを比較検討する際に、予算自体は税込み金額なので、私どもが比較するに当たって、税込み金額で見積書をいただいたものです。

田中委員：　　No.3ですが、随意契約の根拠は財務規則135条第3項第2号ではなく、やはり第6号が妥当だと思います。

- 佐藤課長： この理由についても再度精査をして適切な理由が入るようにしてまいります。
- 今本委員長： 他に意見がなければ、以上でNo.2とNo.3の審議は終わらせていただきます。
- 今本委員長： では、No.5の審議に戻ります。何かご意見はありますか。
- 今本委員長： (株)エヌエスアイさんだけ低い入札額となっていますが、このプログラムブル指示調整計を発注するにあたって、特に性能に関しての要請は行わなかったのでしょうか。
- 森口係長： 機器に関しては、更新前の機器と同等以上を可とする仕様書を作成しています。
- 今本委員長： もしかしたら、旧型の機器が納品されるという恐れはなかったのでしょうか。
- 森口係長： 低入札調査に当たっては、担当課と業者との聞取りの中で、仕様書のとおり確実に施工できるということを確認しています。
- 今本委員長： それではほかにご意見がなければ、抽出案件の審議は終了したいと思います。
- 今本委員長： 続きまして、次第の「9その他、今後の入札監視委員会の運営について」に入ります。事務局の説明をお願いします。
- 佐藤課長： 資料7をご覧ください。
- この資料は、昨年度の入札監視委員会でいただいた制度の改善に関する意見として市に提言いただいたものです。
- 1から3までは、今年度から対応しておりまして、まず1の制限付き一般競争入札における対象範囲の拡大については、今年度から予定価格を5,000万円以上から2,000万円以上に引き下げて実施しています。
- 2の指名競争入札における適正な指名業者数の確保については、これまで工事の施工場所により13区と旧上越市から地域を限定して指名業者を選定していたところを、全市を一体として指名することにしております。
- 3の入札時における工事費内訳書の提出についても今年度から義務付けているところでございます。
- 4の入札監視委員会のチェック機能の強化に関しては、委員の皆様から少しご議論いただきたいと思っております。
- 1点目の抽出案件の審議における説明、質疑に対する回答については、事務担当部署すなわち工事を実施し備品を調達する担当課の職員がこの委員会に出席し、詳細な説明や質疑への回答を行うことでより深い審議につながるというものです。
- 2点目の会議の非公開については、当市では会議は原則公開としており入札監視委員会も現在はすべて公開としておりますが、個人に関する事項が含まれる場合などの案件によっては、事前に連絡をいただければ非公開

とすることも可能であります。

この2点について委員のご意見をいただき、直ぐに対応できるものは対応してまいりたいと考えております。

今本委員長： それでは2点について意見の集約を行いたいと思います。

まず1点目ですが、現在は特段の事情がない限りは入札担当部署のみが出席し、内容説明を行うこととなっているのを、事業担当部署の職員も同席して直接説明や意見を述べるができるようにするという事について、委員の皆さんのご意見をお聞きできればと思います。いかがでしょうか。

今本委員長： 先ほどの選挙管理委員会事務局長から来ていただいたような形で考えてよろしいですか。

佐藤課長： そうです。事前に案件を抽出していただいた段階で担当課に連絡して、当日に出席してもらうような形になります。

今本委員長： 同席いただくのであれば、案件ごとに、ある程度出席してもらう時間を決めた方がいいかもしれません。

佐藤課長： 議論の状況にもよると思いますので、例えば何時何分から1時間程度出席してもらうという形でしたら決められるのではないかと思います。

高橋部長： この会の設立当初は、担当部署も説明や質疑応答も行うことをしていました。順番に審議してもらう間、少し会場外で待機してもらって、対象案件が来たら入室してもらう形をとっておりましたので、そういった運用は十分できると思います。

事務局としてみれば、本日のことも踏まえすと、やはり担当課もいたほうが、議論が深まると考えております。

田中委員： 監視委員会設置要綱には書いてないと思うが、この形をとることはよろしいですか

佐藤課長： 会議の運用の中で対応可能な部分です。

田中委員： 確認ですが、これは呼ばない方が良いのではないかとということが論点ですか。

高橋部長： むしろ来てもらったほうが良いのではないかとというのが前の期の入札監視委員会の意見です。

田中委員： そうであれば、私どももそれに異論はありません。

今の話とは別に、業者さんから来てもらってお話を聞くようなことは過去に事例があるのでしょうか。また今後、そのようなことを行うことはできるものなのでしょうか。

佐藤課長： 業者の方を入札監視委員会に招へいすることはできないと考えます。

今本委員長： 我々の任務はあくまで入札の監視ですので、業者の方を呼んで何か意見を聞かなければならないということはないと思います。

私としては、一番内容が分かっている担当部局の方が来ていただけるの

なら、それが一番いいと思うのですが皆さんいかがでしょうか。

全委員：（特に意見なし）

今本委員長： 特にないのであれば、先ほど田中委員も賛同の意見がありましたが、この意見書のとおり担当部署の同席もお願いしたいと思います。

2点目の会議の公開についてですが、これについてはいかがでしょうか。

山田委員： 非公開とする事案があるのかどうか分からないのですが、これまでの委員会の皆さんがそのように言われているのであれば、そういった事案もあるということですね。

山田副委員長： 入札監視委員会設置要綱には会議の公開非公開のことは触れてないですが、もとの法律などがあると思いますが、それは公開となっていますよね。

佐藤課長： 先ほども申し上げましたとおり、市では会議は原則公開としております。

今本委員長： 会議の公開をしない場合はどのようなケースですか。

佐藤課長： 例えば、その会議の中で個人が特定されるような場合は個人情報保護に関する条例に基づき非公開とするケースがあります。

高橋部長： 他の事例として、例えば経済対策懇談会という、市としてどのような経済対策を打つかを検討するといった会議があります。その場合は、冒頭に経済状況の分析結果ですとか事実関係に関することについては公開し、経済対策をどう打つかという政策協議の部分については予算化に関する部分でもありますので、非公開としているケースがあります。

田中委員： 審議の中で個人を特定するような意見が出された場合、議事録にはその部分を隠しておくようなことも考えられると思いますが。

今本委員長： 議事録のほうも公開ですよ。その場合は一度事前に委員が確認することはできますよね。

高橋部長： 確認してもらう方法としては、全委員さんに見てもらう方法と、代表として委員長から確認してもらう方法があります。

また、先ほどの田中委員のご意見に対する回答ですが、議事録を公表する際に、非公開の部分はマスキングすることも考えられるのですが、実際には会議そのものが公開ですと報道の方や傍聴される市民の方はその場で聞いています。

非公開、公開については、事前に「この部分についてはこういう発言をするので非公開にしましょうという取り決めをしたうえで、区切って行うしかやり方はないのかなと思います。

今本委員長： 先ほど政策形成の議論をするときに公開しないことがあると言われましたが、もしかしたら、今回のような委員会としての意見の集約を図る際に非公開を検討されるのもいいのかなと思いましたがいかがですか。

佐藤課長： 前回この資料にある意見を集約する際には、公開するかどうか議論になり、最終的に公開することにしたという経緯があったと聞いています。先ほど部長が申し上げた、公開非公開のルールを決めておいて事前に確認す

ることで、会議の部分的な非公開というのも可能ではないかと思えます。

今本委員長： 他に意見がなければ、これまでも、こういう形の運営で特に問題はなかったようですし、そもそも審議会は公開が原則となっていますので、入札監視委員会については、今後もし個人情報が出る恐れがあったりする場合は非公開にする。

ただ、今回気になったのは、非公開にすべきという意見を言うのはかなり委員にとって負担が大きいと思うので、運営に関する部分まで公開する必要があるのかどうかということです。

一番重要なことは、それぞれの案件がどのような形で審議されているかどうかですから、会の運営に関する議論まで公開にする必要があるのかなと感じました。だからといってそれを通すつもりはないのですが、少し気になったということをお知らせしておきます。

佐藤課長： たしかにそういうご意見もあると思えますので、担当部局と検討したいと思えます。

今本委員長： それでは、入札監視委員会の運営方針については、原案どおり決定させていただきたいと思えます。

今本委員長： 他に事務局で何かありますか。

佐藤課長： 1点目は、次回の審議案件の抽出は今本委員長からお願いしたいと思えます。また議事録に関しては、これまでは委員長のみ確認いただいておりますが、今回はいかがいたしますか。

今本委員長： 私としては全員が見ることが難しいとは思えないので、全員から確認してもらいたいと思えます。

私が出ている他の委員会でも、議事録の確認は委員全員が確認しておりますので、ご自分の発言の確認をする上でも全員から見てもらいたいと思っておりますがいかがでしょうか。

田中委員： 修正がある場合は、今本委員長にお話しするのでしょうか。

今本委員長： それは契約検査課に依頼してもらって、修正結果を私に見せてもらうことでよろしいでしょうか。

佐藤課長： 各委員に議事録案を送って確認いただき、その後の最終案を委員長に確認してもらいたいという形を取りたいと思えます。

今本委員長： それでお願いします。

佐藤課長： 案件抽出につきましては、できるだけ審議の時間を取らせていただきたいと思いますので、案件抽出の趣旨については抽出いただいた委員にお伺いして、その部分についてはきちんと準備をしていきたいと思えます。

今本委員長： 他に何かありますか。

佐藤課長： 次回の会議ですが8月ごろの開催を予定しています。詳しい日程につき

ましては委員長と相談させてもらって、早めに連絡させていただきます。
今本委員長： 以上をもちまして、入札監視委員会を終了いたします。

9 問合せ先

財務部契約検査課工事契約係 TEL : 025-526-5111 (内線 1308)

E-mail : soumukanri@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。